

豊中市公共施設等総合管理計画策定支援業務 仕様書

1. 業務の目的

厳しい財政状況や人口減少などの社会経済情勢の変化や社会ニーズの多様化に対応して、直面する様々な課題を解決するためには、公共施設の有効活用に取り組むことが重要な課題となっています。

本市では、全市的な視点からの検討をふまえた市有施設の整備・管理運営・配置の最適化を図ることを目的として、平成23年（2011年）に「豊中市市有施設有効活用計画」（以下、現計画という）を策定し、市有施設の有効活用に取り組んでいるところです。

今年度は、さらに、現計画の基本的方向性や考え方は継承しつつ、対象を道路橋梁や上下水道等のインフラにまで広げ、施設総量フレーム（持続可能性を考慮した施設総量の目標値）を設定する等、現計画にはない内容を含めた新たな計画として、「豊中市公共施設等総合管理計画」（以下、新計画という）の策定を予定しています。

本業務は、専門機関のノウハウや事例収集能力等を活用しながら、新計画策定に向けた体制整備及び新計画策定支援、新計画の市民への周知を行うことを目的とします。

2. 委託期間

契約締結日から平成29年（2017年）3月31日まで

3. 委託業務内容

（1）市民への情報提供と意識調査（アンケート等）の企画・実施

新計画の策定にあたり、市民への意識調査（郵送によるアンケート等）を企画、実施し、意見を聴取するとともに、公共施設の有効活用に関する関心を高めるため情報提供等の場として、市民フォーラム等を企画、実施。（各1回）

（2）庁内検討会議の運営支援業務

新計画策定のために行う、庁内の検討会議及び部会開催に必要な資料の収集・整理、作成及び会議への出席。また、検討会議実施後の議事内容の整理、まとめ作成。（検討会議4回程度、部会2～3分野、各3回程度）

（3）助言・提案

- ①新計画策定に関する専門機関としてのノウハウを活かした助言・提案。
- ②必要に応じて、外部のアドバイザー（学識経験者等）を適宜活用し、検討内容の充実・拡大。

（4）先進事例についての情報提供など

- ①民間を含む先進事例などの情報提供及びそれを行うために必要な調査・情報収集。
- ②公共施設等の有効活用を推進するため、自らの業務実績に基づいた公民連携手法等の実践的アドバイス・情報提供。

(5) 新計画及び新計画概要版の作成業務

現計画の内容や上記(1)～(5)の内容を反映させ、新計画及び新計画概要版を作成。

4. 業務の進め方

受注者は、作業を円滑に進めるため、発注者と綿密な打ち合わせを行い、その都度、業務打ち合わせ簿を作成し、発注者の承認を得てください。また、受注者は、発注者から業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告をお願いします。

5. 業務に要する消耗品等の経費の負担

本業務の履行のための資料作成にかかる用紙代、計画書の印刷代、調査員の交通費、学術経験者等への謝礼その他の経費は契約金に含まれます。

6. 業務遂行体制

統括責任者1名、担当者1名以上を配置してください。

7. 資料等の貸与及び返還

発注者は本業務の履行のために必要な資料等を受注者に貸与するものとしませんが、受注者は、本業務完了後速やかに発注者に返還するものとしします。

8. 成果品

- | | | |
|-------------------|-----|------|
| (1)公共施設等総合管理計画 | A4版 | 300部 |
| (2)公共施設等総合管理計画概要版 | A4版 | 500部 |
| (3)その他関係資料一式 | | |
| (4)上記の電子データ一式 | | |

9. 成果品の帰属

成果品にかかる所有権、著作権は豊中市に帰属するものとしします。

10. 機密の保持

受注者は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57条)及び豊中市個人情報保護条例を遵守し、業務上知りえた事項を第三者に漏らしてはなりません。

11. その他

この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ処理するものとしします。